

秋田県営繕工事情報共有システム試行要領

第1 目的

この要領は、秋田県が発注する営繕工事において、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定め、業務の効率化を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

1 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって、業務の効率化を実現するシステムをいう。

2 工事帳票

公共建築工事標準仕様書に定義する「書面」をいい、主に「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」又は「通知」等の行為に必要な書類及びその添付資料をいう。

なお、情報共有システムにより提出・受理される書類は従来どおり「書面」として扱われるが、紙媒体と同等の原本性を担保する必要があることから、工事中においては書類等の変更履歴を記録するものとし、完成後においては、同システムから移管した書類等の電子データに受発注者の「押印・署名」と同等の記録を残す必要がある。

3 発注者指定型

情報共有システムの活用について、発注者が指定する方式をいう。

4 受注者希望型

受注者が情報共有システムの活用を希望する場合に、工事着手前に受発注者の協議を行い、活用の可否を決定する方式をいう。

5 LGWAN-ASP

「LGWAN（総合行政ネットワーク）」を介して、各種行政事務サービスを提供する仕組みをいう。

第3 情報共有システム活用の対象工事

1 発注者指定型により発注した工事、又は受注者希望型により発注し、受発注者の協議により情報共有システムの活用を決定した工事。

なお、当面の間、受注者希望型により発注するものとする。

2 前項に定める協議は、別紙1を参考として契約後速やかに行う。

3 発注者は、情報共有システムの活用について、別紙2を参考として特記仕様書に明示する。

第4 対象とする工事帳票

情報共有システム活用の対象とする工事帳票（以下、「対象工事帳票」という。）は、別紙3を参考として受発注者の協議により決定する。

第5 対象工事帳票の決裁

情報共有システム活用の対象工事にあっては、対象工事帳票の決裁を同システムにより行うことを原則とする。

第6 検査

対象工事帳票は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、受発注者の協議により決定する。

第7 納品

- 1 対象工事帳票は、工事完成時に「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」に基づき電子納品を行うものとする。
- 2 受注者は、工事検査日の翌月まで、情報共有システムで対象工事帳票のダウンロードが可能な状態を維持するものとする。

第8 情報共有システムの選定

- 1 本実施要領において使用できる情報共有システムは、次に掲げる全ての要件を満たすことを原則とする。
 - （1）「L G W A N - A S P」に対応していること
 - （2）国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」の最新版で求める機能を満たすこと
 - （3）システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なこと
- 2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者の協議により決定するものとする。

第9 情報共有システムの活用に必要な費用

- 1 「公共建築工事共通費積算基準の秋田県運用方針」に基づき、システム・アプリケーションに必要な費用等を共通仮設費に計上する。
- 2 受注者希望型においては、前項の費用について設計変更の対象とする。

第10 その他

本要領に定めのない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」及び「土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案）（秋田県建設部技術管理課）」を参考に受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

参考例

部長		次長		課長			
----	--	----	--	----	--	--	--

工 事 打 合 簿

[illegible]

主 任 監 督 員	監 督 員	

現 場 代理人	主任(監理) 技 術 者	監理技術者 補佐

〇〇工事特記仕様書

(令和〇年版)

※令和〇年〇月〇日以降適用

〇〇工事仕様

章	項目	特記事項
1 一般 共通 事項	情報共有システムの活用	※ 本工事は、「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」に基づき実施する。 ・ 発注者指定型 (1) 本工事は、情報共有システムの活用について発注者が指定する工事である。 (2) 情報共有システムの活用に要する費用は共通仮設費に計上している。 ※ 受注者希望型 (1) 本工事は、情報共有システムの活用を前提とした積算は行っていない。 (2) 情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督員と協議すること。 (3) 情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。

情報共有システム対象工事帳票一覧（参考）

区分	営繕工事関係様式集 様式番号	様式名	作成者	あて先（提出先）	関係条項	提出期日	情報共有システム
工事中	様式-1	敷地確認及び建物位置確認書	発注者	監督職員	標準仕様書	施工前	○
工事中	様式-2	総合施工計画書	受注者	監督職員	標準仕様書	施工前	○
工事中	様式-3	施工計画書（各工種別）	受注者	監督職員	標準仕様書	各工種施工前	○
工事中	様式-4	施工体制報告書	受注者	監督職員	建設業法第24条の7 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条	下請負契約を行った時	○
工事中	参考様式	施工体制台帳	同上	同上	同上	同上	○
工事中	参考様式	作業員名簿	同上	同上	同上	同上	○
工事中	参考様式	再下請負通知書	同上	同上	同上	同上	○
工事中	参考様式	作業員名簿	同上	同上	同上	同上	○
工事中	参考様式	施工体制台帳作成建設工事の通知	同上	－	同上	同上	○
工事中	様式-5	材料選定報告書	受注者	監督職員	標準仕様書	材料選定時	○
工事中	様式-6	材料搬入報告書	受注者	監督職員	標準仕様書	材料搬入後	○
工事中	様式-6別紙	材料リスト表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-7	施工報告書	受注者	監督職員	標準仕様書	施工完了後	○
工事中	様式-8	検査、試験報告書	受注者	監督職員	標準仕様書	検査、試験後	○
工事中	様式-8別紙1	配管耐圧試験表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙2	風量・騒音及び温室度測定表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙3	風速・風量測定表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙4	絶縁抵抗測定試験成績表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙5	接地抵抗測定試験成績表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙6	電圧測定・検相試験成績表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙7	テレビ電界強度測定試験成績表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-8別紙8	照度測定表	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-9	発生材処理報告書	受注者	監督職員	標準仕様書	発生材処理後	○
工事中	様式-9別紙	発生材調書	同上	同上	同上	同上	○
工事中	様式-10	工事打合せ記録	受注者	監督職員	標準仕様書	その都度	○
工事中	様式-11	工事履行報告書	受注者	監督職員	契約事項第11条	翌月始め速やかに	○
完成時	様式-12	完成写真	受注者	発注者	秋田県財務規則第260条 契約事項第31条	工事完成時	○
完成時	様式-13	完成検査写真	受注者	監督職員	－	完成検査後	○
完成時	様式-14	検査指摘事項確認書	受注者	監督職員	契約事項第31条	検査後該当時	○
完成時	様式-14別紙	検査指摘内容書	同上	同上	同上	同上	○
完成時	様式-15	工事完成引継書	監督職員	－	契約事項第54条	検査合格後	○
該当時	様式-16	創意工夫・社会性等に関する実施状況	受注者	監督職員	秋田県工事成績評定要領	完成検査前 必要に応じて	○
該当時	様式-17	総合評価方式 登録基幹技能者等配置計画	受注者	監督職員	秋田県総合評価落札方式試行要綱	対象工事のみ 技能者配置前	○
該当時	様式-18	総合評価方式 登録基幹技能者等履行状況報告	受注者	監督職員	同上	対象工事のみ 技能者施工後	○
該当時	参考様式	総合評価方式 履行状況の確認	監督職員	－	同上	同上	○

※次の様式は秋田県土木工事共通仕様書様式及び秋田県財務規則様式を確認してください。

区分	様式番号	様式名	作成者	あて先（提出先）	関係条項	提出期日	情報共有システム
契約直後	土木様式	工事着手届	受注者	発注者	財務規則198条	契約締結後 1 0 日以内	
契約直後	土木様式	工程表	受注者	発注者	財務規則198条、契約事項第3条	契約締結後 1 0 日以内	
契約直後	土木様式	工程表別紙内説明細表	同上	同上	同上	同上	
契約直後	土木様式	現場代理人・主任（監理）技術者選任届	受注者	発注者	財務規則203条、契約事項第10条	契約締結時	
工事中	土木様式	下請負届	受注者	発注者	秋田県財務規則第197条、契約事項第7条	1 次下請選定時速やかに	
工事中	土木様式	下請契約等自己点検票	同上	同上	同上	同上	
工事中	土木様式	工事打合簿	受注者 監督職員	監督職員 受注者	－	その都度	○
完成時	土木様式	工事完成届	受注者	発注者	秋田県財務規則第260条 契約第31条	工事完成時	
完成時	土木様式	工事完成引渡書	受注者	発注者	契約事項第31条	完成確認後	
完成時	財務規則様式	請求書	受注者	発注者	契約事項第33条	検査合格後	
該当時	土木様式	事故速報	受注者	監督職員	工事等事故速報要領	その都度	
該当時	土木様式	事故報告書	受注者	監督職員	同上	同上	
該当時	土木様式	再生資源利用計画書	受注者	監督職員	建設リサイクルガイドライン	対象工事のみ	
該当時	土木様式	再生資源利用促進計画書	受注者	監督職員	同上	同上	

秋田県土木工事共通仕様書様式：秋田県公式W e b サイト「美の国あきたネット」>「部署別」>「建設部」>「技術管理課>⑦－ 1 共通仕様書<工事>【積算管理班】」>「秋田県土木工事 共通仕様書」>「参考資料」

秋田県財務規則様式：秋田県公式W e b サイト「美の国あきたネット」>「部署別」>「総務部」>「財政課」>「財務規則関係（財政関係）様式」